

Memories ON SALE#3 契約書

Luciana Janaqui（以下、甲という）と購入者（以下、乙という）とは、「南米パタゴニアでひとりで山登り中土砂崩れに巻き込まれて滑落、怪我を負い遭難し死にそうになりながら一週間生き延びた」記憶（以下、本記憶という）の売買にあたり附帯する条件を定めるため、以下のとおり契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（実施目的）

本件は、安易に不特定多数に共有されるべきではない記憶の保護、保管、選ばれた者のみへの伝承を目的に実施する事業である。

第2条（甲による表明）

甲は、乙に語る記憶につき虚偽のないことを誓約する。

第3条（代金）

乙は、本記憶の所有権の代金として、日本円で68,871円を支払う。この代金で譲渡される対象には、本記憶の外部記録装置としての映像も含まれる。代金は、引き渡しと同時に現金にて支払われるものとする。

第4条（甲の守秘義務）

甲は、本記憶の所有権を永遠に破棄し、今後一切本記憶について語らない。ただし、譲渡後も甲は、契約書の控えの展示とともに映像を上映する権利を持つ。

第5条（引渡し方法）

甲は、記憶の譲渡を実行するための会合（以下、会合という）を開催する。会合実施に要する費用は、会合の実施地までの乙の交通費を除き、甲が負担する。会合において甲は、乙に本記憶について語り、映像ファイルの入ったUSBメモリーを与え、両者共に本契約書に署名をする（以下、引渡しという）。

第6条（引渡し条件）

甲は、本契約の本条項に反する他の条項にかかわらず、引渡しが完了するまでは、売買を一方的に取り消す権利を留保する。この取り消しにより乙または第三者に生じた一切の損害について甲は責任を負わないものとする。甲は、会合の前に乙と直接またはオンラインで面会を要請することがある。会合は、甲と乙の二人のみで実施し、如何なる第三者も立会いを許されない。

第7条（本記憶の所有に伴う責任）

引渡し前の本記憶の管理、保管責任は全て甲にある。引渡しの後、本記憶に何らかの損害が生じた場合、甲は一切その責任を負わない。甲が本契約の一部を不履行したことにより乙に損害を負わせた場合、甲は乙にその損害を賠償する責任を負う。譲渡後の本記憶の返品、交換はいかなる理由においても認められない。

第8条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、第三者に対して、本契約の当事者たる地位及び本契約から生ずる一切の権利義務について、引渡し前に承継、譲渡その他の処理を行ってはならない。甲は、引き渡し後の本記憶の所有権に関して一切関知しない。

第9条（協議事項）

甲と乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し疑義が生じたときは、相互に信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し解決するものとする。

当事者は、本契約書の文言のみに依拠し、それ以外のいかなる資料もその解釈に用いてはならない。

甲（Luciana Janaqui）は、乙（ ）を本記憶の後継者と認めそれを譲渡、乙は譲り受けた記憶を責任を持って管理する。

以上の契約の成立を証するため本契約書を2通作成し、甲乙各1通ずつこれを保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙